

豊見城市職員措置請求書に係る監査結果

第1 監査の受付

1 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成26年6月27日である。

3 請求の内容

請求人提出の監査請求の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨

平成25年度政務活動費の政務活動報告書を閲覧したところ、●●●●議員（以下「議員」という。）が提出した政務活動報告書に添付されている領収証（以下「当該領収証」という。）の但し書に購入した品目の記載が無く、「商品代金として」のみの記載となっている当該領収証が提出されていた。

政務活動費は貴重な税金で賄われているため、用途が不明であることはあってはならないことで、税金を1円たりとも無駄に使わないという責務を負うことから、下記2点について措置を講ずるよう要求する。

- ① 議員が提出した平成26年1月9日付け当該領収証（金額6,700円）を無効とし同額を返還させること。
- ② 議会事務局が行っている政務活動費のチェック項目を見直し、より透明性の高いものにするにより情状斟酌の余地がないよう改善すること。

(2) 事実を証する書面

豊見城市職員措置請求書とともに次の証拠書類（写）が提出された。

今回の請求に係る領収証

今回の請求に対する議会事務局の見解（回答）

(3) 請求書の補正

形式審査をする上で、若干の補正があった。

第2 請求書の受理

2014年6月27日付けで請求のあった豊見城市職員措置請求書（以下「本件請求」という。）について、地方自治法第242条の要件を具備しているものと判断し、同日付けで受理した。

第3 監査の実施

1 監査委員の除斥

監査委員のうち議会から選出された与那覇清雄委員については、本件請求に利害関係を有するため、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

2 監査対象事項及び監査対象部局

監査対象事項は、請求人の請求書の内容から判断し、本市議会の議員に交付された平成25年度の政務活動費とした。

また、監査対象部局を議会事務局とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成26年7月7日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出はないが、請求書の補正を行い、請求内容の補足説明を聴取した。

4 関係職員からの事情聴取

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成26年7月9日に議会事務局長及び同次長、同係長から事情聴取を行った。

5 関係人の調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、平成26年7月24日に議員から事情聴取を行った。

第4 監査の結果

1 本件請求についての監査の結果は、次のとおり決定した。

監査請求①については、棄却する。

監査請求②については、議会事務局へ要望を行う。

2 事実関係

請求人から提出された証拠及び関係職員、関係人からの事情聴取等から、次の事項を確認した。

政務活動費の法的根拠

① 地方自治法

平成12年5月31日に交付された「地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号）において、法第100条第13項に「普通地方公共団体は、条例に定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定され、また同法同条第14項に「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。

また、平成24年7月に地方自治法改正で、政務調査費の名称を「政務活動費」にし、交付目的に「その他の活動」を加えて「議員の調査研究その他の活動に資するため」とし、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとした。その上で、議長に政務活動費の使途の透明性の確保を努力義務化したものである。

② 豊見城市議会政務活動費の交付に関する条例

本市では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、豊見城市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年豊見城村条例第14号）を制定。また、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が平成24年8月29日に成立し、同年9月5日に公布されたことに伴い、平成25年2月8日に同条例を改正。同年3月1日から施行し、豊見城市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における議員に対し、政務活動費を交付している。

同条例では、交付対象、交付額及び交付の方法、経費の範囲、収支報告書の提出、政務活動費の返還、収支報告書の保存及び閲覧等に関して規定している。

第5条の政務活動費を充てることができる経費の範囲については、別表で定められており、別表は以下のとおり規定している。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

3 議会事務局及び関係人の事情聴取

(1) 政務活動費の運用状況を確認するために行った議会事務局職員の事情聴取によると、議会事務局では、全議員に対し「政務活動費の事務処理マニュアル」を配布し、マニュアルに沿って政務活動費の支出等を行うよう説明している。

また、収支報告書の提出を受けた際もこのマニュアルに沿って報告書の内容確認を行い受理している。

豊見城市議会政務活動費の交付に関する条例第6条において、「収支報告書の提出については、領収書又はこれに準ずる書類の写しを添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。」と規定され、収支報告書の提出をさせているが、同条例、規則、マニュアルには、明確に領収書の品目の記載については謳われてはいない。領収書の明細を記入させることは、検討に値するものだとということで、品目を明記する方向で進めていく準備はしている。

(2) 関係人の説明

本件請求に関する内容確認のため、議員から事情聴取を行った。

この事情聴取により、請求人から提出された証拠書類の当該領収証の内訳等について確認を行った。

議員より購入したものは事務用品で目的外使用はしていない。また、収支報告書に添付した当該領収証の但し書が「商品代金として」と記載されており、購入品目が確認できない旨の指摘があったため、領収証の発行先へ出向き、購入品目の追記をしてもらい、議会事務局へ提出済みであるとの報告があった。

議員の報告を受け、議会事務局へ再提出された当該領収証に品目が追記されていることを確認した。

4 監査委員の判断

(1) 請求人の主張

請求人の主張は、議員が提出した当該領収証には具体的な品目の記載がなく、当該領収証にかかる支出が、何に使われたのか不明であるから、その支出額の返還を求めるものである。

(2) 判断に際し考慮した事実

- ① 政務調査費に関し、地方自治法を始め、豊見城市議会政務活動費の交付に関する条例、規則を含め、領収書に具体的な購入品目を明記するように求めた規定はない。
- ② 次に、議員が添付した当該領収証の発行元は、「文具・事務用品・学校教材等」を取り扱う文具店であること及び当該領収書で購入したとされる品物の金額は6,700円であること。
- ③ 議員は請求人の指摘を受け、購入した具体的な品目を追記していること。

(3) 判断

上記(2)①からすれば、どのような領収書等を提出するか、ある程度、議員の判断にゆだねられていると考える。

次に、上記(2)②の事実から、常識的に考えて、議員の購入した物品は文房具類であろうとの推測が成り立つ。

さらに、上記(2)③の事実を考え合わせると、議員が政務活動費の支出に関する報告書に添付する領収書としては何ら問題がないと考える。

(4) 結論

以上より、政務活動費に関する領収書の不備を理由として、支出した金銭の返還を求める請求人の請求には理由がなく棄却とする。

5 意見

本請求における判断は以上のとおりであるが、今回の監査を行った結果、地方自治法第199条第10項の規定に基づき意見を述べる。

政務活動費は、地方議会の審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、調査研究費等の助成を制度化したものであるが、その支出にあたり、使途基準の透明性及び市民への説明責任の観点から、より使途の透明性の確保に努め、常に市民の理解と信頼を得られるように、政務活動費の適正な執行と運用に努めることが必要である。

市議会においては、これらのことを踏まえ、再度、政務活動費の使途の明確化や透明性の向上に向けた方策の検討を進められ、市議会の活性化、市民の福祉の向上に寄与されるよう要望する。

議会事務局においては、公費である政務活動費の支出について、条例等に沿って適正に使用されているか審査するにあたり、領収書等は支出を裏付ける重要な証拠書類であるため、領収書等の重要性を再認識され、領収書等への品目の明記の義務付けに向けて取り組まれるよう要望する。

以上、当職の意見を記したが、政務活動費については、市民から徴収された税金で賄われるものであることに留意し、市民が納得し理解と信頼を得られるよう適正な手続きや運用を行われない。